

「指定通所介護事業所 デイサービスセンター いこいの森」重要事項説明書

<令和6年6月1日現在>

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(青森県指定 第0272501222号)

当事業所は、利用者に対して指定介護予防通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

法人名	社会福祉法人誠友会
法人所在地	青森県上北郡おいらせ町向山東2丁目2-1263
電話番号	0178-56-4131
代表者氏名	理事長 苫米地 義之
設立年月日	昭和58年9月16日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所の種類	指定介護予防通所介護事業所 青森県 第0272501222号
事業所の名称	デイサービスセンターいこいの森
事業所の所在地	青森県上北郡おいらせ町緑ヶ丘1丁目50-2077
電話番号	0176-50-2238
管理者(事業所長)氏名	水沼直樹
開設年月日	平成15年5月1日
利用定員	20名(総合支援事業のサービス定員を含む)

(2) 事業所の目的

利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、利用者の機能訓練及びその他利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うことを目的とする。

(3) 当事業所の運営方針

- ア. 利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、又、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した介護予防通所介護計画書を作成し、その計画に基づき利用者の機能訓練及びその他利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- イ. 指定介護予防通所介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、サービスの提供方法等に関して、利用者及びその家族に対して、理解しやすいように説明をする。
- ウ. 従業員の教育研修を重視し、提供するサービスの質について常にその改善に努め、介護技術の進歩に対応した適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- エ. 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練、その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。
- オ. 利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行う。
- カ. 利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う。

3. 事業実施地域及び営業時間

通常の事業の実施地域 おいらせ町、六戸町、三沢市の区域

<営業日及び営業時間>

営業日	毎日(但し、12月31日から1月3日を除く)
受付時間	8時10分～17時10分
サービス提供時間	① 9時～12時
	② 13時～16時

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者様に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管理者		1名		
生活相談員		1名		
介護職員	1名	1～2名		
看護職員		2名		
機能訓練指導員		2名		3名

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 介護職員	8時10分～17時10分 1～3名
2. 看護職員	8時10分～17時10分 1～2名
3. 機能訓練指導員(常勤)	8時10分～17時10分 1名
機能訓練指導員(非常勤)	①10時30分～11時30分 ②14時～15時 (①と②は曜日により異なる) 1名

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービスの概要

- ①入浴
 - ・入浴サービスの提供及び必要な介助を行います。
- ②排泄
 - ・排泄の自立を促すための援助を行います。
- ③健康状態の確認
 - ・体調や血圧等の確認を行います。
- ④運動機能向上訓練
 - ・機能訓練指導員(看護職員、マッサージ師)によるマッサージや機能訓練などを行います。
- ⑤口腔機能訓練
 - ・看護職員が、口腔清掃、摂食、嚥下機能に関する訓練の指導助言を行います。
- ⑥生活機能向上グループ活動
 - ・機能訓練指導員(看護職員、マッサージ師)や介護職員が、生活機能向上のためのグループ活動を行います。
- ⑦送迎
 - ・居宅から事業所までの間で送迎を行います。それ以外の場所への送迎は基本的にできません。
- ⑧日常生活や介護サービスにおける相談及び助言
 - ・利用者様及びそのご家族様の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。

(2) サービス利用料金(1か月あたり)

※以下における介護保険適用時の利用料金は、介護保険自己負担が1割の場合です。自己負担が2割の場合と3割の場合もございますのでご利用者様の介護保険負担割合証をご確認ください。

① 基本料金 ※サービス提供時間が3時間以上4時間未満の場合

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日あたりの料金	3700円	4230円	4790円	5330円	5880円
介護保険適用時の料金	370円	423円	479円	533円	588円

※基本料金は、利用者の要介護度によって異なります。

<各種加算>

要件を満たす場合、また介護サービスに位置づけられる場合には上記の基本部分の他に以下の料金が加算されます。

② 入浴加算(I)

1回あたりの料金	400円
介護保険適用時の料金	40円

③ 中重度ケア体制加算

1日あたりの料金	450円
介護保険適用時の料金	45円

※看護職員や介護職員の配置が一定数以上など、厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に加算します。

④個別機能訓練加算

※利用者居宅を訪問した上で個別機能訓練計画書を作成し、その後3ヶ月毎に1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、利用者またはその家族に内容と進捗状況等を説明し訓練内容の見直し等を行います。これに基づく適切なサービスを実施した場合に加算します。

1.個別機能訓練 加算(Ⅰ)イ

1回あたりの料金	560円
介護保険適用時の料金	56円

※機能訓練指導員を、専従で1名以上配置して訓練を行った場合に加算します。

2.個別機能訓練 加算(Ⅰ)ロ

1回あたりの料金	760円
介護保険適用時の料金	76円

※機能訓練指導員を加算(Ⅰ)イに加え合計2名以上配置して訓練を行った場合に加算します。

⑤口腔機能向上加算

1回あたりの料金	1500円
介護保険適用時の料金	150円

※口腔機能改善のための計画を作成してサービスの実施し、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算します。加算は月2回までとなります。

⑥サービス提供体制強化加算(Ⅰ)1

1日あたりの料金	220円
介護保険適用時の料金	22円

※介護福祉士の資格を有する介護職員が一定割合配置されている場合に加算します。

区分支給限度額の算定対象には含まれません。

⑦介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

1月あたりの料金	基本サービスに各種加算減算を加えた総単位数に×9.2%
----------	-----------------------------

※厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に加算します。

区分支給限度額の算定対象には含まれません。

⑧中山間地域等提供体制加算

1月あたりの料金	基本料金に×5%を加算
----------	-------------

※通常のサービスを提供する地域(おいらせ町・六戸町・三沢市)を越えてサービスを提供した場合に加算します。

⑨送迎の減算

事業所が送迎を行わなかった場合(片道につき)	-470円
介護保険適用時の料金(片道につき)	-47円

※ご家族や関係者がご利用者様を送り迎えして、当事業所の送迎サービスを利用しなかった場合には片道につき470円、介護保険適用時では47円を引いた金額となります。

⑩その他

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた分に関しましては全額自己負担となりますのでご注意ください。

ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、上記サービス利用料金の金額をいったんお支払い頂きます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。又、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

介護保険制度の改定により金額に変更があった場合、これら基本料金等も改定されます。その場合は新しい基本料金等を書面でお知らせします。

(3)介護保険の基準外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものに係る費用の実費をご負担いただきます。

①レクリエーション、趣味活動

利用料金	材料費や参加費などの実費を頂きます
------	-------------------

※ご利用者の希望により、レクリエーションや趣味活動に参加していただくことができます。

②複写物の交付(コピーサービス)

1枚(片面複写のみ)	10円
------------	-----

※ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物(コピー)を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

③紙おむつ

尿取りパット	1枚	25円
平判の紙おむつ	1枚	29円
リハビリパンツ(紙パンツ)	1枚	150円
テープ止め紙おむつ	1枚	112円

※当事業所で提供した紙おむつ類と同等の物を、提供した枚数分返却していただきますと上記の料金は請求致しません。

④その他

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、料金を相当な額に変更する場合があります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(4)利用料金のお支払い方法

料金や費用はサービス利用終了後、1か月ごとにまとめてご請求します。

利用料金は毎月 20 日に口座引き落とし、あるいはサービス提供月の翌月末日までに下記のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 窓口での現金支払い
イ. 下記指定口座への振り込み 青森銀行 松園町支店 普通 1184850 社会福祉法人誠友会 理事長 苫米地義之

(5)利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、ご契約者のご都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日前日までに当事業所にお申し出下さい。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご利用者様の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

サービス提供日の当日午前 8:10 までに申し出があった場合	無 料
サービス提供日の当日午前 8:10 までに申し出がなかった場合	当日の利用料金（自己負担相当額）

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、当事業所の稼働状況により、ご契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日をご契約者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

- ①施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ②ご利用者が故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような行為、宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。

(2) 喫煙について

事業所敷地内での喫煙はできません。

(3) 飲食物や買い物訓練について

施設には飲食物、必要のない薬、健康食品などの持ち込みや他のご利用者様への受け渡しはできません。機能訓練で行われる買い物では薬、酒、タバコは購入できません。

7. サービスの利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者様の介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者様から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご利用者様が死亡した場合
- ②要介護認定により、ご利用者様の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者様に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者様から解約又は契約解除の申し入れがあった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者様からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者様から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者様が入院された場合
- ③ご利用者様の居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者様の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者様がご利用者様の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2)事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者様が、契約締結時にご利用者様の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者様によるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者様が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④当該事業所は介護や支援の度合いが比較的軽度の方を対象としているため、ご利用者様の介護の度合いが重い方へと変化して施設の利用が難しくなった場合

(3)契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご利用者様の心身の状況や置かれている環境等を勘案して必要な援助を行うよう努めます。

8. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けています。

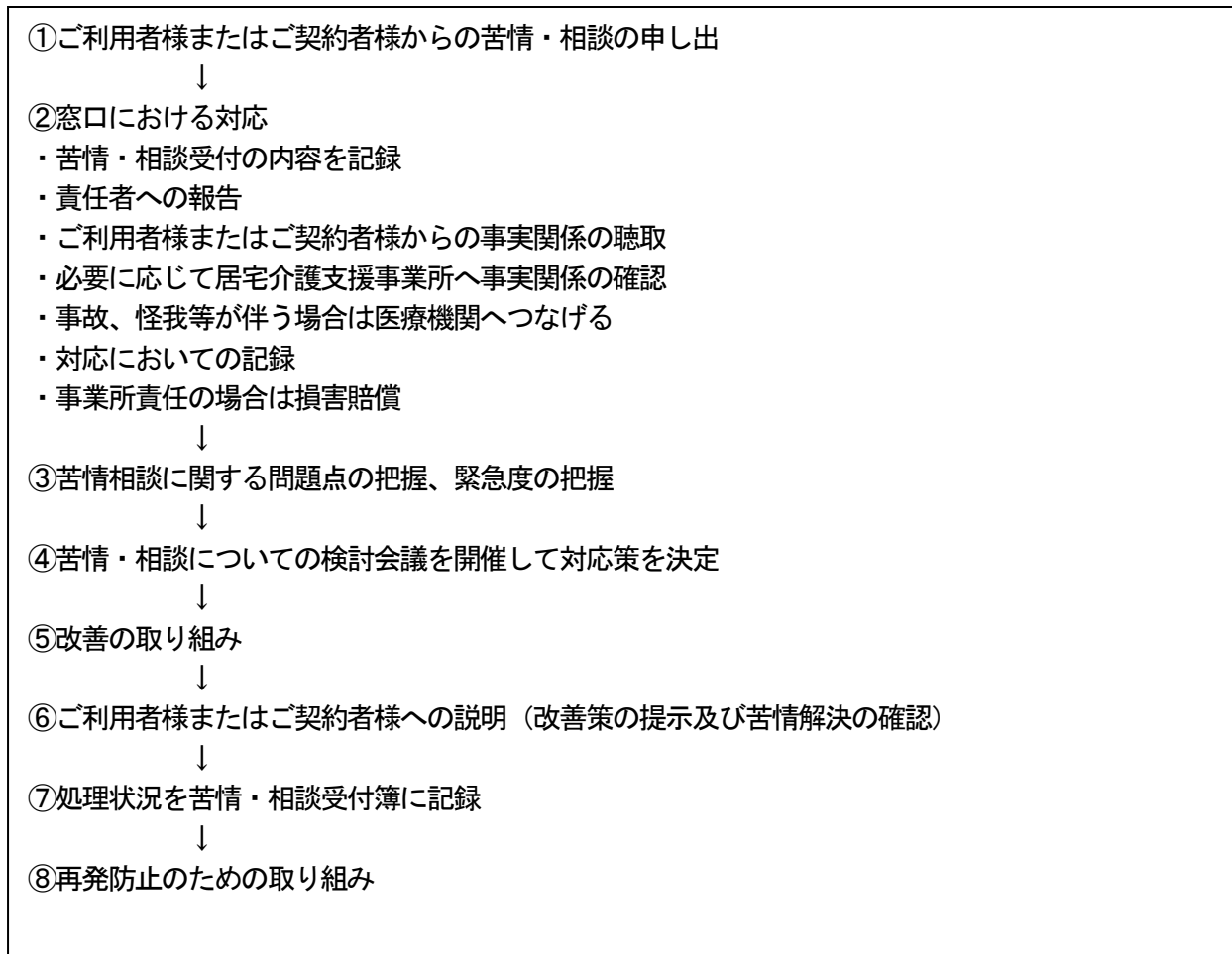
受付時間	毎週月曜日～金曜日 8:10～17:10(祝日を除きます)
苦情受付窓口(担当者)	生活相談員 水沼直樹 最上奈緒
苦情処理責任者	管理者(営業所長) 水沼直樹

また、苦情受付・相談用ボックスを事業所玄関に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

名称等	所在地	電話番号
おいらせ町役場 介護福祉課	上北郡おいらせ町中下田 135-2	0178(56)4705
六戸町役場 町民福祉課	六戸町大字犬落瀬字前谷地60	0176(55)3111
三沢市役所 介護福祉課	三沢市桜町一丁目1-38	0176(53)5111
八戸市役所 介護保険課	八戸市内丸一丁目1-1	0178(43)2111
青森県国民健康保険団体連合会	青森市新町二丁目4-1	017(723)1336
青森県社会福祉協議会	青森市中央三丁目20-30	017(723)1391

(3) 苦情処理の流れ



9. 緊急時の対応について

当事業所でのサービス提供時に、ご利用者様に容態の急変等が生じた場合は、速やかに主治医、救急隊、ご家族様等に連絡する等の必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応について(契約書第12条参照)

当事業所でのサービス提供時に、事故が発生した場合は、速やかに主治医、救急隊、ご家族様等に連絡する等の必要な措置を講じます。又、ご利用者様に対して当事業所の介護予防サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。但し、ご利用者様に過失が認められる場合は、その置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、損害賠償責任を減じることができます。

11. 非常災害対策について

当事業所では、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、又、防火管理者を設置して、非常災害対策を行います。

防火管理者 管理者(営業所長) 水沼 直樹

(1)非常災害用設備として、自動火災報知器、非常警報装置、非常通報装置、消火器を設置しています。

(2)始業時、就業時には、火災危険防止のため、自主点検を行います。

(3)火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたります。

(4)下記のとおり、消防訓練を実施します。

①防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……………年1回以上

②ご利用者様を含めた総合訓練……………年1回以上

③非常災害用設備の使用方法の徹底……………随時

12. 個人情報の活用

ご利用者様に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど、正当な理由がある場合には、ご利用者又はご契約者等の個人情報を居宅介護支援事業者等に提供する場合があります。